

越後妻有文化ホール「段十ろう」 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応マニュアル

令和2年6月1日
改正 令和2年11月12日

(指定管理者)SOメンテナンス株式会社

十日町市新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、当面の間、当施設のホール利用においては、次のとおり対応マニュアルを作成しましたので、感染する危険性を確認したうえで、取り組みを実施します。

1 各室の定員数

- ・楽屋1、2 = 3名 ・楽屋3 = 13名 ・楽屋4 = 15名
- ・アーティストラウンジ = 10名
- ・練習室1 = 4名 ・練習室2 = 9名 ・練習室3 = 15名 ・講堂 = 30名
- ・ホール客席 = (客数定員700名) 国からの通知を受け、ホール事業開催における客席人数上限及び収容率要件については次のとおりとします。

(1) 大声での歓声、声援等が想定される場合

音楽…ロックコンサート、ポップスコンサート等

収容率を50%以内とします。なお、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席の間隔を設ける必要はないことから、収容率は50%を超える場合がありますが、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止対策が徹底されていることが前提となります。

(2) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

上記(1)の音楽以外、演劇、舞踊、伝統芸能、公演・式典等については、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%に緩和します。

- ・これまで該当するイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等発し、又は歌唱する等の実態がみられないこと。
- ・マスクの着用を含め、本対応マニュアルに基づき感染防止対策の徹底が行われること。
- ・発声する演者と観客間の距離が2メートル以上確保されていること。

2 設備の利用

- ・楽器の貸し出しは制限付きです。

3 感染防止の設備、備品の整備など

- ・消毒用アルコール等を設置します。
- ・ホール客席は冷暖房をしない状態でも常時換気を行い、換気量は700人の定員に対し1時間当たりの換気回数は3～3.5回として安全対策を講じています。
- ・利用毎に使用した各施設、設備の消毒を行います。

4 公演主催者が講じる対策

- ・ 37.0℃以上の発熱、咳、下痢、味覚障害、臭覚障害等の症状がある人、陽性と判明した人との濃厚接触者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触者は参加してはなりません。
- ・ 会場入口や関係者エリアで利用する消毒液は主催者で用意してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き、原則として「マスクの着用」を求めます。
- ・ マイクは出演者ごとに用意し、使いまわしはしません。
- ・ 出演団体が複数になる場合は、舞台転換の際にステージの清掃が必要です。
- ・ 公演関係者の氏名、住所、緊急連絡先等の名簿の作成を義務付け、公演等の終了後に事務室に提出していただきます。
- ・ 公演関係者間で2メートルを目安に身体的距離を確保し、公演関係者の人数は必要最低限に限定します。なお、身体的距離の確保が困難な場合、パーティション、フェイスシールド等、身体的距離の確保と同等の効果を有する措置を講じていただきます。
- ・ 食事とケータリング
表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布するものとします。
飲み物は1回分の容器に入ったボトルや缶の提供とし、ビュッフェ形式の提供は不可とします。

5 来場者への対応

- ・ 入館時の手指消毒、検温、マスクの着用、咳エチケットへの協力をお願いします。
- ・ 37.0℃以上の発熱など体調不良の方は利用を控えていただきます。
- ・ 客席への移動は、間隔を確保した誘導をお願いします。
- ・ 他の都道府県よりの来場は、市のガイドラインに従っていただきます。
- ・ 飲食を伴う利用は禁止します。
- ・ 来場者の把握のため、連絡先（氏名、住所、緊急連絡先）記載の名簿を提出していただきます。なお、主催者において来場者の名簿を保管するときは、主催者代表の氏名、住所、連絡先、来場者の人数を提出していただき、必要に応じて保健所等への情報提供を行います。

6 ホール事業開催時の基本的な対応は次のとおりとします(上記に加えて)

- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に基づく、一人ひとりの基本的対策を掲示し、三密状態を回避するために余裕を持った開場、休憩時間を設定します。
- ・ ロビー待機時に密にならないように間隔を確保します。
- ・ チケットの半券はスタッフが切り取らず、来場者から直接、回収箱に入れてい

たきます。（※半券の代替案は主催の判断とします）

- ・プログラム等は手渡しの回避をします。（※来場者により設置場所よりお持ちいただく方法とします。）
- ・入場口と退場口を分け、対面接触を回避します。
- ・イベント終了後の来場者の退場については一斉に行わず、ブロックを定める等、三密を回避する手法により退場を促してください。
- ・公演アンケートを休止します。
- ・出演者へのプレゼント、面会を禁止します。
- ・ホール客席の人数上限及び収容率要件緩和により、入場者に対し、「マスクの着用、大声での歓声・声援の禁止、ロビー等での間隔の確保」についてのアナウンスを徹底してください。

■ 参考資料

- ・公益社団法人全国公立文化施設協会
「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・（一社）日本音楽事業者協会
「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」